

分収造林事業等プロポーザル実施要領

この要領は、一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）が、公社事業地における分収造林事業および分収育林事業（以下「分収造林事業等」という。）の木材生産等をプロポーザル方式で実施するために必要となる事項を定めるものとする。

第1 事業目的

公社事業地の木材生産を実施するにあたり、事業地の地形、造林木等の状況に応じて適切かつ効率的な木材生産を行い、収益性の高い木材販売を行う。また、その他必要な保育作業を行う。

第2 事業内容

指定する公社事業地において、立木の抜き伐り等による伐倒、造材、集材、搬出、運搬、素材管理および搬出に必要な作業道開設又は架線設置、その他必要な保育作業等を行うこと。公社から長期施業委託を受けて行なう事業については、森林法に基づく森林経営計画の作成、市町への認定請求および各種補助金の受給も含む。

第3 プロポーザルの種類

事業地の各種条件に応じて、プロポーザルは以下の2種類からなる。

(1) プロポーザル1型

公社が森林経営計画等を作成し、補助金申請を行う木材生産事業に適用する。

(2) プロポーザル2型

プロポーザル参加者が公社から長期施業委託を受けて森林経営計画等を作成し、補助金申請を行なう木材生産事業および保育事業に適用する。

第4 提案事項

提案事項はプロポーザルの種類に応じて以下の内容を主として募集する。

(1) プロポーザル1型

- ①木材販売収益を向上させるための工夫・取組
- ②事業費を縮減するための工夫・取組
- ③安全性や林地保全を考慮した事業の効率化を図るための工夫・取組

(2) プロポーザル2型

上記(1)①～③に加え、④公社が指定する事業地における森林経営計画(案)

第5 募集

(1) 企画提案者の募集方法

公募型とする。

(2) 募集内容

木材生産および保育を実施する事業地ごとに、分収造林事業等プロポーザル募集要領を定め、公社ホームページに掲載する。

第6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の（１）から（４）までの全ての要件を満たす者および複数者による共同企業体とする。

- （１） 現場で作業に従事する者について、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に加入していること。
- （２） 都道府県税ならびに消費税および地方消費税に未納がないこと。
- （３） 滋賀県木材業者および製材業者登録条例（昭和 29 年条例第 66 号）の規定による木材業者または製材業者の登録を受けた者または参加申込書提出時までに登録を受ける見込みの者であること。
- （４） 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ①破産者で復権を得ない者
 - ②資格の審査の申請における重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条。以下この号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）
 - ④法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ⑤暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - ⑥役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - ⑦プロポーザルに参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
 - ⑧暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人。

第7 提出書類

提出書類と提出期限については、別途定める分収造林事業等プロポーザル募集要領による。

第8 審査

（１） 審査委員会の設置

別途定める「分収造林事業等プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

（２） 審査方法

前項で設置した審査委員会において、別途定める「分収造林事業等プロポーザル審査要領」に基づき総合的に審査し、評価の最も高い 1 名を契約候補者として選定する。

（３） ヒアリングの実施

審査委員会は提案者に対してヒアリングを行う。

(4) 審査結果

審査結果は、すべての参加者に文書で通知する。

第9 契約

(1) 契約内容

契約候補者と公社は、企画提案の内容をもとにして、具体的な事業内容や経費等について協議を行い、合意に達した場合に見積書提出の上、契約を締結する。

なお、事業内容は企画提案されたものを基本とするが、契約候補者と公社との協議により最終的に決定する。

(2) 契約期間

契約期間は単年度を原則とし、期間が複数年にわたる場合は、事業についての覚書を交わし、年度ごとに契約を締結する。ただし、予算執行が単年度となる場合など、特別の事情により必要があると認めるときは、この限りでない。

(3) 長期施業委託契約

プロポーザル2型については、契約候補者の公社事業地における森林経営計画等の作成を可能とするため、別途定める「分収造林事業等長期施業委託実施要領」に基づき、長期施業委託契約を締結する。

第10 その他

(1) 事業実施に伴い法令等の規制がある場合は、関係機関等との調整および許認可申請を行うこと。

(2) 1つの募集に対しては、1者につき1提案とする。

また、共同企業体の代表者または構成員として重複することも認めない。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は平成27年 7月21日から施行する。
- 2 この要領は平成27年 9月26日から施行する。
- 3 この要領は平成28年 5月25日から施行する。
- 4 この要領は平成28年11月28日から施行する。
- 5 この要領は令和 3年 4月 1日から施行する。
- 6 この要領は令和 4年 7月25日から施行する。
- 7 この要領は令和 4年 8月30日から施行する。